

平成23年5月25日
総合政策局
建設業課・建設市場整備課

東日本大震災を受けた建設企業への金融支援を拡充します！！

1. 趣旨

東日本大震災により激甚な被害が発生する中、被災地域の復旧・復興を担う建設企業の資金繰りの円滑化を図り、もって被災地域の復旧・復興を加速させるため、現行の建設企業向け金融支援制度を拡充。

2. 拡充の内容

(1) 元請融資制度（地域建設業経営強化融資制度）の拡充

- 公共工事又は公共性のある民間工事を受注する元請建設企業が低利で融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について、被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を行う元請建設企業を対象に追加

<本制度の概要> http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000011.html

(2) 下請保証制度（下請債権保全支援事業）の拡充

- 下請建設企業が元請建設企業に対して有する債権の支払を保証する下請債権保全支援事業について、
 - ・被災地域における工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権（※）の買取を新たに実施
 - ※以下の下請企業に係る債権が対象
 - ①被災地域に主たる営業所を有する下請企業
 - ②被災地域において工事及び災害廃棄物の撤去等を元請企業から請け負う下請企業（被災地域外の企業）
 - ・被災地域における災害廃棄物の撤去等に係る債権を保証対象に追加

<本事業の概要> http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000033.html

【被災地域（（1）及び（2）の対象地域）】

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）
（岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村）

3. 適用期間

平成23年6月1日から平成24年3月31日まで

<お問い合わせ先> 総合政策局建設市場整備課 松下、重見
TEL 03-5253-8111(内線 24823、24824)
直通 03-5253-8282